

平成22年2月12日  
消費者庁

## インターネットをめぐる消費者トラブルについて (#4「音楽情報サイト」)

### ー音楽情報サイトの利用者が心当たりのない利用代金の請求を受ける 事例の発生についてー

インターネットを介して、有料で音楽を配信するサービスを提供する音楽情報サイトの利用者が心当たりのない代金の請求を受けた事例に関する情報が、消費者庁の消費者情報ダイヤルや各地の消費生活センターに寄せられています。

これらの事例の多くは、利用者がクレジットカードの利用履歴や請求書の明細等を確認した際、心当たりのないクレジットカードの利用履歴等が記載されていることに気付いたというもので、中には高額な代金が請求された事例も含まれています。

#### ○消費者情報ダイヤル及びPIO-NET情報の状況

平成21年4月以降、消費者情報ダイヤル及びPIO-NETに寄せられた音楽情報サイトに関する情報のうち、心当たりのない利用代金の請求に係るものは43件(うち消費者情報ダイヤル1件)ありました。このような事例は、昨年秋頃より、増加してきており、今年1月にも相談を受けた事例が見られます。

このようなサービスを利用している消費者におかれましては、請求明細等を必ず確認し、もし請求内容等に心当たりがないなど、不審な点があれば、クレジットカード会社やサイト運営会社など、関係する事業者に連絡するようにしてください。

また、インターネット上の有料サイトの会員となり、クレジットカード情報その他の個人情報に登録する場合には、個人ID又はパスワードについて、氏名や生年月日など、他人に推測されやすいものを設定することは避け、パスワードを定期的に変更するなど、パスワード等の適正な取扱いに十分御注意ください。

問い合わせ先  
消費者庁 消費者情報課  
滝、寺下  
電話: 03-3507-9177